

官庁営繕事業に係る再評価手法 の改定概要

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課
施設評価・デジタル高度化推進室
令和8年1月

- 「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」(以下、「再評価実施要領」という。)において、所管部局等は、事業種別ごとの再評価手法を策定することとされており、評価手法の策定・改善に当たっては、評価手法研究委員会等第三者の意見を聴くものと定められている。
- 再評価実施要領第5「再評価の手法」において、
 - ① 費用対効果分析を含む再評価手法とすること
 - ② 再評価の視点が定められており、再評価手法は、再評価実施要領の規定を踏まえた内容とする必要がある。

1. 手法改定の背景

(1) 公共事業評価手法研究委員会の審議

- 今年度開催された「公共事業評価手法研究委員会」（5月23日及び7月23日、委員長 家田仁 政策研究大学院大学特別教授）において、事業評価の視点等の議論が行われ、委員等の意見を踏まえ、実施要領を改定する方針が取りまとめられた。

(2) 実施要領の改定

- 上記を受け、公共事業評価に係る重要事項について検討等を行う「公共事業評価システム検討委員会」（委員長：事務次官）での審議を経て、以下の実施要領が9月18日に改定された。
 - ・ 国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領
 - ・ 国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領
 - ・ 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領※
 - ・ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領
 - ・ 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領※
 - ・ 国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領
 - ・ 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領※
- 改定された実施要領の規定は、令和8年度以降に適用される。

※官庁営繕事業に係る実施要領

2. 改定案の概要

- 再評価実施要領において、所管部局等は、事業種別ごとの再評価手法を策定することとされており、官庁営繕部は、「官庁営繕事業に係る再評価手法」(以下、「再評価手法」という。)を策定している。
- 再評価手法において、再評価実施要領の規定・用語を引用している部分があるため、再評価実施要領の改定内容と整合を図る必要が生じている。

(1) 再評価の視点の整合を図る

再評価手法で規定する「再評価の視点」は、再評価実施要領の規定を引用している。再評価実施要領の「再評価の視点 ③」が改定されたため、再評価手法の当該箇所の整合を図ることとする。

(2) 「見直し」を「改善」に変更し整合を図る

再評価実施要領において「必要に応じその見直しを行う」等の文脈で使用されていた「見直し」という用語が「改善」に変更されたことから、再評価手法で同様に使用されている「見直し」を「改善」に変更する。

公共事業評価手法研究委員会で出された主な意見

- インフラ整備は事業が承認されてから終了するまで長期にわたることも多く、価値観の変化や地元要望の変化に対応し、適切な事業計画・構造に変えていくことが重要。
- 新たなニーズが出現して事業を改善する必要があるという視点を入れてほしい。
- 上位計画は社会情勢の変化により変わることがあり、上位計画が常に正しいとも限らない。そのような場合も念頭に再評価においても柔軟な対応が必要。

再評価実施要領改定内容(赤字下線部分が改定内容)

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- ③ 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点
- 上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請
 - 地元協議や新たなニーズへの対応などによる事業実施環境の変化
 - 事前調査との乖離などによる現地条件の変化
 - 技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案

再評価手法について、再評価の視点の整合を図る。

公共事業評価手法研究委員会で出された主な意見

- 事業計画の見直しは常に実施すべきだが、「見直し」という言葉が、暗黙のうちに「縮小」と捉えられているのではないか。「見直し」ではなく「改善」という表現のほうが適切ではないか。

再評価実施要領改定内容(赤字下線部分が改定内容)

4 対応方針又は対応方針(案)決定の考え方

- ① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

再評価手法について、「事業計画の「見直し案」等の文脈で使用していた「見直し」を「改善」に変更する。

3. 今後のスケジュール(予定)

- ・ 1月下旬～2月上旬
官庁営繕部評価手法研究委員会
(持回り開催)
- ・ 2月 改定手続き
- ・ 3月下旬 改定・通知

- 今回の再評価手法の改定において再評価の視点に追加する項目は、現在の評価手法においても、事業計画の効果として評価している項目である。
- 今後の再評価では、これらの再評価の視点を踏まえ、引き続き慎重な評価を行う。

再評価の視点の追加項目と評価手法の関係

再評価の視点の追加項目		再評価の視点の追加項目に対応する事業計画の効果に係る評価項目の例	左記の評価項目で具体的に想定される状況
社会的要請	①上位の計画・ビジョンの変更	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性(別表3)	・立地適正化計画の変更 ・一団地の官公庁施設の変更
	②防災・減災	防災性(別表4)	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の改定
	③環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現	環境保全性(別表4)	・官庁施設の環境保全性基準の改定
事業実施環境の変化	④地元協議への対応	地域性(別表4)	・地域防災やまちづくりへの貢献
	⑤新たなニーズへの対応	建築物の規模(別表3)	・入居官署の変更等による建築物の規模の変更
現地条件の変化	⑥事前調査との乖離	用地の取得・借用(別表3)	・埋蔵文化財の出土による事業敷地の変更

(別表3): 事業計画の効果(業務を行うための基本機能)に係る評価項目

(別表4): 事業計画の効果(施策に基づく付加機能)に係る評価項目

「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」から抜粋(赤文字部分を加筆)

別表3 事業計画の効果(業務を行うための基本機能)の発揮見込みを評価するための指標

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
⑥	用地の取得・借用	国として用地を保有できている。	用地を取得等できる具体的な見込みがある。又は必要な期間の用地の借用が担保されているか、その具体的な見込みがある。				用地の取得・借用の見込みが立たない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て技術的に解消できる見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、軽微な支障が残る見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、重大な支障が残る見込みである。
	位置 アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障が無いか、又はその支障は全て解消する見込みである。	施設へのアクセスに支障があり、その支障が全て解消されず、軽微な支障が残る見込みである。			施設へのアクセスに支障があり、その支障が解消されず、重大な支障が残る見込みである。
①	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、建設までに整合する具体的な見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、かつ、建設までに整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りを実現しやすい敷地形状・接道の状況である。又は建設までにそういう状況になる見込みである。		敷地全体の有効利用を実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。	安全・円滑な出入りを実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。	敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りを実現するのは困難な敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。
⑤	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	規模 敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足などが見込まれる。)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。		執務に必要な空間又は機能が適切に確保されない可能性がある。		執務に必要な空間又は機能が確保されない見込みである。

- ①上位の計画・ビジョンの変更(立地適正化計画の変更、一団地の官公庁施設の変更)
- ⑤新たなニーズへの対応(入居官署の変更等による建築物の規模の変更)
- ⑥事前調査との乖離(埋蔵文化財の出土による事業敷地の変更)

「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」から抜粋(赤文字部分を加筆)

別表4 事業計画の効果(施策に基づく付加機能)の発揮見込みを確認する際に参照する事項

分類	評価項目	確保する性能の水準(※1)
④ 社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。 官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、地域の特性について配慮されている。
	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の環境保全性基準(※3)に基づき、環境保全性の水準を満たしている。
③ 環境保全性	木材利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物における木材の利用の促進のための計画(※4)に基づき、木造化(※5)、内装等の木質化が図られている。
	機能性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※6)に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※6)に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。
② 安全性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※7)に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。
		<ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※7)に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※7)に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。

- ※1 個別の事業特性に応じて本表に記載のない「確保する性能の水準」を加えることを妨げない。
 ※2 「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年3月29日国営整第197号、国営設第134号)による。
 ※3 「官庁施設の環境保全性基準」(平成23年3月31日国営環第5号)による。
 ※4 「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(令和3年4月1日国土交通省)による。
 ※5 「木造化」とは、構造耐力上主要な部分の一部又は全部に木材を利用することをいう。
 ※6 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(平成18年3月31日国営整第157号、国営設第163号)による。
 ※7 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による。

- ②防災・減災(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の改定)
- ③環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現(官庁施設の環境保全性基準の改定)
- ④地元協議への対応(地域防災やまちづくりへの貢献)